自治基本条例 他市町村比較表 参加と協働

	龍ケ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	春日部市(埼玉県)
	第5章 参加	米1年代]	第2章 町民	第6章 参加及び協働	第5章 市民参加等
	(参加の促進) 第18条 執行機関は,市民が自主的 及び主体的にまちづくりに参加でき るよう多様な機会を提供するととも に,参加しやすい環境を整備するも のとする。		第2節 町民参加 (町民参加) 第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。	第1節 参加 (参加の推進) 第23条 町は、町民が町政に参加で きる多様な機会を提供し、参加の推 進に努めなければならない。	第2節 市民参加 (市民参加) 第24条 議会及び執行機関は、市 民が市政に参加できるよう多様な参 加の機会を提供します。
●加の推	のとする。 (参加の方法) 第19条 執行機関は,政策の形成過程,実施及び評価の各段階において,市民が市政に参加することができるよう努めるとともに,説明会,懇談会等の開催,附属機関の委員募集,パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。		2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。 3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。 第5節 意見交流		(市民参加のための学習支援) 第26条 執行機関は、市民が市政 への関心を高め、理解を深められる よう学習の機会を設けます。
			(町民との意見交流) 第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性 化に向けての取り組み、地域の特色 を活かす工夫等について、意見交流 する場を設け、町民が参加するまち づくりを推進します。		
		第6章 村政運営	第2章 町民 第2節 町民参加	第6章 参加及び協働 第1節 参加	
意見の公		を公表し、村民の意見を求めます。 2 村は、村民から提出された意見を	(町民意見の公募) 第9条 町は、重要な政策、計画等の 策定に当たり、事前に案を公表し、町 民の意見を聴き、その政策、計画等 に反映させるとともに、提出された町 民の意見に対する町の考え方を公表 するものとします。ただし、緊急性を 要するものについては、この限りでは	(パブリックコメント手続) 第24条 執行機関は、重要な条例の 制定又は改廃及び計画の策定又は 改定等に当たっては、事前にその案 を公表して町民から意見を募るパブ リックコメント手続を実施しなければな らない。	
寡			ありません。	2 執行機関は、パブリックコメント手続によって提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を町民に公表しなければならない。 3 前2項に関して必要な事項については、別に定める。	
<u> </u>	第5章 参加	第6章 村政運営		第6章 参加及び協働	
	(附属機関への参加)	(委員会等の委員の委嘱等)		第1節 参加	
属機	構成員には,原則として,公募の市	第25条 村は、委員会等の委員として委嘱等をしようとするときは、原則として公募の委員を加え、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮し、村民の多様な意見を反映します。		(附属機関等の委員の選任) 第26条 執行機関は、附属機関及 びこれに類するもの(以下「附属機関 等」という。)の委員を選任する場合 は、特に法令等に定めのあるときを 除き、その委員の一部を公募により 選任するよう努めなければならない。	
加				2 附属機関等の委員の選任に関し、委員の在任期間、重複委嘱の基準等、必要な事項については、別に定める。	
	第5章 参加			第6章 参加及び協働 第1節 参加	第5章 市民参加等 第2節 市民参加
意見への対	(意見への対応) 第20条 執行機関は,市民の参加に よって市民から提出された意見につ いて,当該意見に対する市の考え方 及び市政への反映状況について,市 民に分かりやすく公表しなければな らない。			(意見、要望、苦情等への対応) 第25条 執行機関は、町政について 町民から意見、要望、苦情等があっ たときは、速やかに事実関係を調査 し、誠実に対応しなければならない。	(意見の取扱い)
応				2 執行機関は、町民の権利利益を保護するために、町民の町政に対する不服等の申出について、迅速かつ適正に処理及び救済を図るための措置を講ずるものとする。	

自治基本条例 他市町村比較表 参加と協働

	並にという				麦口如士/块了唱\
	龍ケ崎市 第5章 参加	東海村 第7章 住民投票	余市町(北海道) 第6章 住民投票	杉戸町(埼玉県) 第6章 参加及び協働	春日部市(埼玉県) 第5章 市民参加等
	(住民投票) 第22条 市長は, 市政の重要な事項	(住民投票) 第29条 村長は,村政の特に重要な 事項について,直接住民の意思を確 認する必要があるときは,村議会の	(住民投票の実施と取扱い) 第30条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思 を確認するため、住民投票を実施す	第1節 参加 (住民投票) 第27条 町長は、町政に関して特に 重要な案件が生じた場合、住民の意 思を確認するため、住民投票を実施 することができる。	第4節 住民投票 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握する 必要があると認めるときは、住民投票
	2 住民投票の実施に関し必要な事項は,その都度,別に条例で定める。 3 市長は,住民投票の結果を尊重	2 村は,住民投票の結果を尊重します。 3 住民投票を行うときは,その都度	2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 3 町長は、住民投票を実施するとき	2 町は、前項の規定に基づき実施した住民投票の結果を尊重するものとする。	2 住民は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づく直接請求に準 じ、その代表者から市長に対し、住 民投票の実施を請求することができ ます。
住民投票	するものとする。	投票できる人,投票結果の取り扱いなどを規定した条例を別に定めます。	は、その結果の取扱いを事前に明ら		3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めます。
		(住民投票の発議・請求) 第30条 住民のうち選挙権がある人 は、地方自治法(昭和22年法律第67 号。以下「法」という。)第74条の規定 により、住民投票を規定した条例の 制定を村長に請求することができま			4 執行機関は、住民投票の実施に 当たって、その参加者が適切な判断 を行えるよう、十分な情報提供を行う よう努めます。
		す。 2 村議会議員は、法第112条の規定 により、住民投票を規定した条例を 発議することができます。			5 議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。
		第6章 村政運営	第5章 まちづくり 第2節 くらし	第6章 参加及び協働 第2節 協働	第5章 市民参加等 第3節 協働
協働		(協働して行う村政運営) 第22条 村は、村政に関する計画や 政策の着想段階から村民の参画を 促進し、村民と協働して村政運営を 行います。 2 村は、村民との協働に当たって	(町民の活動との連携) 第20条 町は、町民のさまざまな活動 に対等な立場で連携協力して、地域	(協働の推進)	第27条 市民、議会及び執行機関は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、それ ぞれの自発的な意思と合意に基づいて協働しま
が推進		は、協働の考え方及び相互の役割 分担をあらかじめ明らかにし、相互理 解及び信頼関係を構築します。			2 市民、議会及び執行機関は、協働に当たって、企画立案の段階から十分な協議を行います。
					3 執行機関は、協働によるまちづく りを推進するため、市民及びコミュニ ティ組織の自主性及び自立性を尊 重し、その活動に対する支援を行い ます。
	第2章 まちづくりの基本理念 第3節 地域コミュニティ		第2章 町民 第2節 町民参加	第6章 参加及び協働 第2節 協働	第2章 市民 第2節 コミュニティ組織
	(地域コミュニティの役割) 第8条 地域コミュニティは、地域に 関わる多様な主体と連携及び協力を 図り、地域の特性をいかした様々な 活動を通じて、安心で安全な住みよ	(村民組織の尊重) 第9条 村民は、村民組織がまちづくりを推進する主要な担い手であることを認識し、村民組織を尊重し、守り育てるものとします。	第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。	され、地域に密着した活動を展開している自治会・町内会等を、地域におけるまちづくりの担い手として位置	(コミュニティ組織の役割と責務) 第7条 コミュニティ組織は、自らの発 言と行動に責任を持ち、自主的かつ 自立的な活動を行います。 2 コミュニティ組織は、暮らしやすい
	る。 (地域コミュニティ活動の推進)	立性を尊重し、必要な支援を行います。		を行うものとする。 (公益的活動の支援)	まちを築いていけるよう、地域で見守 り、支えあう活動を行うよう努めます。
一行		(自治会活動の推進) 第11条 住民は,地域社会の一員と して,自治会の役割について理解す		に行われる非営利の活動で、不特定 かつ多数のものの利益の増進に寄 与することを目的とする町民活動団	3 コミュニティ組織は、地域や市民 生活における課題の解決に向けた活動を行うよう努めます。
	(地域コミュニティへの支援) 第10条 執行機関は、地域コミュニ ティの自主性及び自立性を尊重する とともに、その活動を促進するために	るとともに、積極的に自治会に加入 し、可能な分野で持てる能力を発揮 することができる ものとします。 2 自治会は、住民への加入促進に	(コミュニティの推進) 第21条 町は、豊かな地域社会づくり とその継承に自主的、自立的に取り 組んでいるコミュニティが自治の推進 に大きな役割を果たすことを認識し、 その活動を最大限に尊重します。	体を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。	4 コミュニティ組織は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、必要に応じて、相互の連携並びに議会及び執行機関との連携を図ります。
1		向け、村と協働して必要な環境づくりに努めます。 3 村は、自治会の主体性及び自主	2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。		(コミュニティ組織の尊重) 第8条 市民、議会及び執行機関 は、共に考え、共に協力し、共に行 動するコミュニティ組織の自主的かつ 自立的な活動を尊重します。
			3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。		